

静岡県内の公立高校に進学予定の生徒・保護者のみなさまへ



教えて！

公立高校生のための修学支援制度

学費負担を
軽減する
制度があります



高校の授業料を支援！

＼ 全員手続が必要 ＼

高等学校等

就学支援金

教育費の負担を軽減！

＼ 対象者のみ ＼

静岡県高等学校等

奨学給付金

＼ 希望者のみ ＼

静岡県高等学校等

教育奨学金

奨学金の一部を貸付け！

その他

修学支援制度

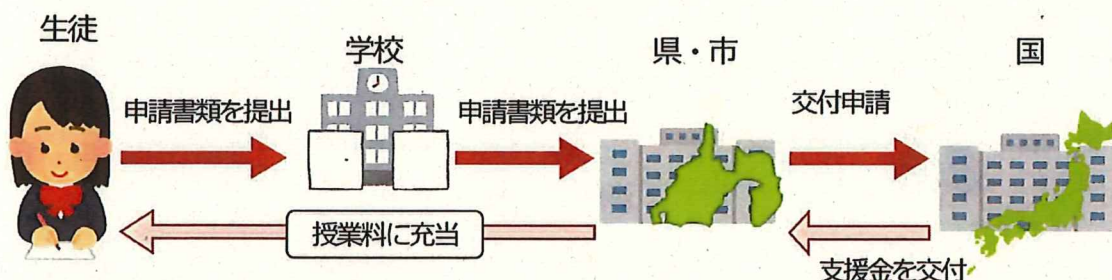
- * 定時制・通信制修学資金
- * 定時制・通信制修学補助金
- * 遠距離通学費補助金



1 高等学校等就学支援金

◎ 「高等学校等就学支援金」とは

授業料に充てるための、返済の必要のない支援金です。家庭の収入状況によりますが、申請をすることによって、公立高校の授業料相当（例：全日制課程 月額 9,900 円・年額 11 万 8,800 円）が支給されます。ただし、生徒や保護者が直接受け取るのではなく、県・市が受け取り、授業料に充当されます。



区分	保護者等の市町村民税所得割と道府県民税所得割の合算額	
	50 万 7,000 円未満の場合	50 万 7,000 円以上の場合
授業料の取扱い	申請をして認定されれば、授業料はいただきません。	授業料をお支払いいただきます。

※ 支給対象となる・ならないにかかわらず、申請書は全員提出する必要があります。

※ 平成 30 年度 9 月現在。今後制度が改正される場合があります。



対象となる年収の目安は
 家族構成が父・母・高校生(16 歳以上) 1 人・中学生 1 人で保護者のうちどちらか一方のみが働いている世帯の場合で、年収 910 万円程度未満です。 ※あくまで目安であり、被扶養者の人数や各種控除等によって変わります。年収だけで判断せず、必ず課税証明書等で保護者の**市町村民税所得割と道府県民税所得割の合算額を確認**してください!

◎ 「高等学校等就学支援金」により充当される授業料の金額

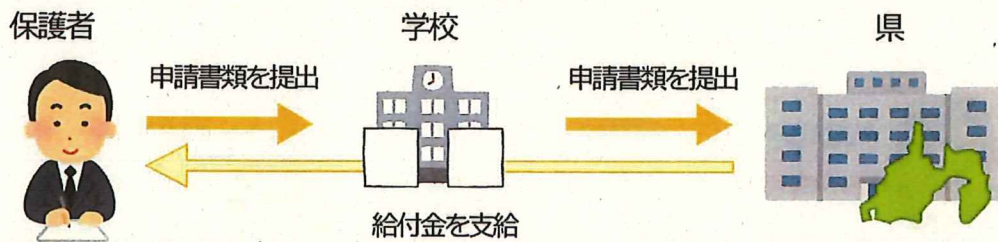
課程	年額 (平成 30 年度)
全日制	118,800 円
定時制 (学年制)	32,400 円
定時制 (単位制)	52,200 円 (30 単位履修の場合)
通信制	10,080 円 (30 単位履修の場合)

2 静岡県高等学校等奨学給付金

◎「静岡県高等学校等奨学給付金」とは

授業料以外の教育費（教材費や修学旅行費など）の負担を軽減し、教育の機会均等に寄与することを目的とした給付制度で、要件を満たす世帯へ申請により給付されます。

県民税所得割と市町村民税所得割が非課税の保護者に対して、世帯構成に応じた金額が給付されます。給付型ですので、返済は不要です。



給付 対象者	次の要件をすべて満たす者（平成30年7月1日現在）
	<input checked="" type="checkbox"/> 保護者等全員の県民税所得割と市町村民税所得割が 非課税 ※1である
	<input checked="" type="checkbox"/> 生徒が平成26年4月以降高等学校等に入学している
	<input checked="" type="checkbox"/> 保護者等が静岡県内に居住している
	<input checked="" type="checkbox"/> 生徒が支給対象である国公立高等学校等※2に在学している
	※1 生活保護(生活扶助)受給世帯又は県民税所得割と市町村民税所得割が非課税の場合に該当
	※2 高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校(1~3年)・専修学校高等課程等で、静岡県外に所在する国公立学校等を含む。
	※平成30年9月現在。今後制度が改正される場合があります。

◎支給額（年額、金額は平成30年度※ 今後改正される可能性があります。）

世帯区分	区分	給付額	
		〈全日制・定時制〉	〈通信制〉
生活保護(生業扶助)受給世帯	—	32,300円	32,300円
保護者等全員の県民税所得割と市町村民税所得割が非課税である世帯	1人目	80,800円	36,500円
	2人目※	129,700円	

※ 15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合

◎申請について

高等学校等奨学給付金の受給を希望する方は、申請する必要があります。毎年7月頃に学校を通じて申請書等を配布します。

3 静岡県高等学校等教育奨学金

◎ 「静岡県高等学校等教育奨学金」とは

経済的理由によって就学が困難と認められる高校生を対象に、修学に必要な学資金の一部を無利息で貸し付ける制度です。成績が要件となる「教育資金」と収入条件がある「奨学金」の2種類があります。

生徒本人への「貸付」なので、生徒本人が返済しなければなりません。

◎ 貸付月額・時期

自宅から通学	自宅外から通学	貸付利息	貸付期間	貸付時期 ※3	
18,000 円	23,000 円	無利息 ※1	1年 ※2	4～6月分	6月
				7、8月分	8月
				9、10月分	10月
				11、12月分	12月
				1～3月分	2月

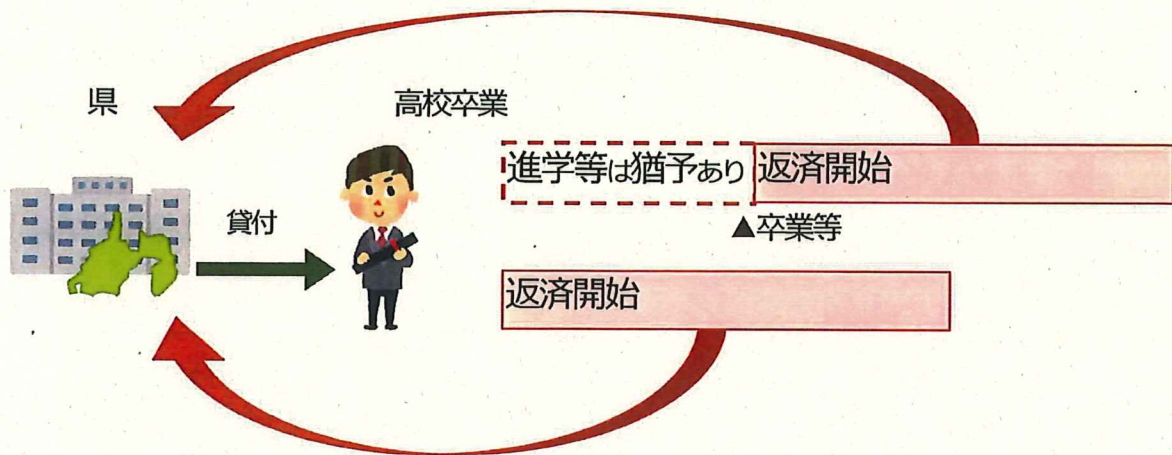
※1 ただし、返済開始後、期日までに納入がない場合は、年 10.75%の延滞利息が課されます。

※2 毎年度申請が必要です。修業年数(全日制3年、定時制・通信制4年)まで借りることができます。

※3 予約採用者は4月分を4月に貸付けます。

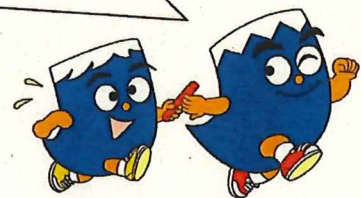
貸 与 条 件	<input checked="" type="checkbox"/> 保護者等が静岡県内に在住している <input checked="" type="checkbox"/> 次のA・Bいずれかに該当する	
	A 教育資金	B 奨学金
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、専修学校高等課程に在学 ・ 1年生は中学3年の成績の評定平均値が3.5以上、2年生以上は前学年までの成績の評定平均値が3.0以上 ・ 主たる家計維持者の収入が基準額未満(4人世帯の目安：807万円程度未満) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高等学校、中等教育学校後期課程又は高等専門学校に在学 ・ 生活保護世帯、保護者の市町村民税の所得割額が非課税世帯又は世帯収入が基準額以下(4人世帯の目安：425万円程度未満)
	※ 上記の収入基準額はあくまで目安であり、居住地・家族構成等により異なります。 ※ 収入額には児童扶養手当、年金、失業給付金等も含まれます。 ※ 静岡県高等学校等教育奨学金と併せて借受け・受給できない他の奨学金があります。 ※ 連帯保証人が2名必要です。	

《返済のイメージ》



※ 返済方法は、毎月、半年に1回、年に1回から選択

生徒本人への**貸付**なので、生徒本人が**返済**しなければなりません。
返済されたお金は、後輩の奨学金として使われるしくみになっています。
後輩のためにも期限を守って返済することが大切です！



◎申請について

申請の受付は毎年4月に各学校で行います。担任の先生や事務室等に申し出て、「募集のしおり」を受け取り、学校が定める期限までに申し込んでください。

4月以降も、家計の事情により奨学金の貸付が必要となった場合は、随時申請を受け付けます。

4 その他の修学支援制度

1 定時制・通信制修学資金

勤労青少年の就学促進、教育・修学条件の改善のため、修学に必要な学資金の一部を無利息で貸し付ける制度です。

卒業した場合は、返済が免除されます。ただし、退学した場合は返済しなければなりません。

◎貸付月額・時期

月額	貸付利息	貸付期間	貸付時期	
14,000円	無利息 ※1	1年 ※2	4～8月分	8月
			9～12月分	10月
			1～3月分	1月

※1 ただし、返済開始後、期日までに納入がない場合は、年10.95%の延滞利息が課されます。

※2 毎年度申請が必要です。修業年数(4年)まで借りることができます。

貸与 条件	次の用件をすべて満たす者
	<input checked="" type="checkbox"/> 生徒が静岡県内の高等学校定時制課程又は通信制課程に在学しているか、広域通信制課程に在学し静岡県内に居住している
	<input checked="" type="checkbox"/> 保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算した額が85,500円未満
	<input checked="" type="checkbox"/> 生徒が通年で就労している※アルバイト可
	<input checked="" type="checkbox"/> 通信制課程の場合、定められた単位を履修している

◎申請について

申請の受付は毎年5～6月に各学校で行います。担任の先生や事務室等に申し出て、申請書類を受け取り、学校が定める期限までに申し込んでください。

2 定時制・通信制修学補助金

勤労青少年の就学促進、教育・修学条件の改善のため、教科書等購入費及び夜食(給食)費の一部を助成する制度です。補助金ですので、返済の必要はありません。

◎補助額

教科書等購入費	教科書等を購入した実費
夜食(給食)費	1食あたりの補助額85円×年間の給食を食べた回数

※ 夜食費の1食あたりの補助額は平成30年度のもの。毎年改正されます。

補助 対象者	次の用件をすべて満たす者
	<input checked="" type="checkbox"/> 生徒が県立高等学校定時制課程又は通信制課程に在学
	<input checked="" type="checkbox"/> 保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算した額が 85,500 円未満
	<input checked="" type="checkbox"/> 生徒が当該年度 90 日以上就労している※アルバイト可

◎申請について

申請の受付は各学校で行います。当該年度 90 日以上の就労をしたら、担任の先生や事務室等に申し出て、申請書類を受け取り、学校が定める期限までに申し込んでください。

3 遠距離通学費補助金

生徒の通学に要する経費の負担軽減を図るため、通学に要する経費を負担している者に対し、経費の一部を助成する制度です。補助金ですので、返済の必要はありません。

◎補助額

利用公共交通機関ごとの 1 か月分の定期券購入費の合計額から、15,000 円を引いた金額に、通学延べ月数(1・2年生は 11 月、3年生は 10 月)を掛けて得た額の 1/2 以内

《例》

1 か月定期額	バス 9,000 円	電車 14,000 円
	15,000 円	8,000 円
	補助額 =	8,000 円 × 通学月数 × 1/2

補助 対象者	次の用件のいずれかに該当する生徒の通学費負担者(保護者等)
	<input checked="" type="checkbox"/> 里親・保護受託者に委託されているか児童養護施設に入所している
	<input checked="" type="checkbox"/> 同一世帯の者が市町村から就学援助を受けている
	<input checked="" type="checkbox"/> 保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算した額が 85,500 円未満

◎申請について

申請の受付は毎年 6～7 月に各学校で行います。担任の先生や事務室等に申し出て、申請書類を受け取り、学校が定める期限までに申し込んでください。その際、4 月当初の定期券を確認しますので、写しをとっておいてください。

お問い合わせ先

御不明な点は、入学を希望する高校又は県教育委員会へお問い合わせ願います。

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県教育委員会 高校教育課 学校支援班

電話 054-221-3110・2141

メールアドレス : kyoui_koko@pref.shizuoka.lg.jp

